

自衛隊海外派兵と武力行使のための 「恒久法」をめぐる国会情勢②

—5・27各界懇談会井上哲士日本共産党(参)国対委員長の報告—

憲法しんぶん速報版198号（6月4日）に続き、井上参議院議員のお話の後半部分を掲載します。尚、全文を憲法会議HPでも紹介しています。

■ 自民と民主を結ぶ多様なライン

その民主党ですが、鳩山幹事長は、「恒久法の議論は必要だ」と言ったうえで、「こんな低支持率の福田政権が野党もまとめながら恒久法を制定できるとは思えない」と言っているわけです。ですから、作ること、中味については反対ではない、ということを表示しているわけです。昨年、「大連立」協議でいったんこの問題で一致しましたが、世論の反対の中で頓挫しました。しかし新テロ特措法政府案への民主党の「対案」のなかに恒久法制定が含まれ、それが異例の与党の賛成によって継続審議になっているという経過をみましても、基本的な政策の方向で、この両党が同じレールの上にあることが、ここにはっきり出ているわけです。

さらに強調しておきたいことは、自民党と民主党の間の協議は、一つのラインではないのです。いろいろなラインをもってやられているということが非常に重大だと思います。配布資料に「新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会」のものがありません。

この「若手議員の会」は3年ぶりに活動を再開したのですが、110人くらいが参加しています。これが恒久法の議論のなかで活動を再開しました。代表幹事には自民党の元防衛庁長官・中谷元氏、民主党は元党首の前原誠司氏、公明党の上田勇氏が就いています。この「若手議員の会」が記者会見をしています。そこで中谷氏は「いずれの政党で、いかなる政権ができようと、ここで考えたことを実行していく共通の基盤をつくりたい」と語りました。まさに、新しい政権枠組みも含めて考えているようなことをにじませておりますし、前原氏は、「骨太の議論は、党利党略を超えて国会議員の責務として議論をしなければいけない」と言って、さらに「法案の骨子・中味まで意識を共有したい」と言っております。ですから、中谷氏にしても前原氏にしても、いまの執行部の中心から少し離れています。そこはそこでまた恒久法づくりの議論をしているわけです。そして4月23日におこなわれた「若手議員の会」の役員会には、前原氏がまとめた恒久法の試案が提示されています。

この中には、「国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与する」ということが規定され、国連決議がなくとも国会の事前承認を条件にすれば自衛隊の派遣ができる、ということを含んでいます。これは小澤党首の意見とは違うわけです。民主党内もこうしたいろいろなバラエティーをもちながら、違う線で自民党と協議をしている。非常に重層的に彼らはやっている。

そしてこの恒久法は当然、憲法とかかわるわけですが、新憲法制定議員同盟が先日新しい役員体制を確立して、これまでどちらかという民主党は引いていたのですが、これに幹部も入り顧問に鳩山さんと伊吹さんという二党の現職の幹事長が就く体制をつくりました。

ですから憲法と恒久法にかかわってさまざまなラインで、いろいろな協議がすすめられています。それに加えていま、いろいろな議員連盟が乱立しています。せんたく議連というものがありましたし、IT 地方政治推進勉強会とか、京都議定書目標達成議連とかありますが、その中心はいずれも自民党では中川秀直氏であったり、民主党では鳩山さんになったり岡田さんになったりしていますが、このように政界再編もにらんだような議連がいまつぎつぎとたちあがっています。こういうなかで恒久法が論議されるということは非常に重大だと思います。

■ 大連立も政策協議も許さない世論と運動の発展を

さらに強調したいのは、選挙後とか次の臨時国会をにらんでではなく、いまの国会でもその動きがさまざまな形になってあらわれているということなんです。たとえば憲法審査会ですが、これは設置が決まりましたが規定がつけられていないとい

うことでいま棚ざらしの状況ですが、今国会中に規定をつくりたいという動きが急遽浮上して、先週、民主党の西岡参議院議運委員長と自民党の笹川衆議院議運委員長が話し合って、「法律で設置を決めながら始動できないのは違法状態だ」という言い方をしまして、国会同意人事を提案するために、衆参の議運代表者会議を今国会からつくっているのですが、その場でこの審査会の規程の議論をうながしたいということが話し合われました。私たちは、「これはおかしい。そもそも人事のためにつくったものだし、審査会自体が必要ない」と主張し、「代表者会議では憲法審査会について発言はしない」と笹川委員長は言いました。一端は食い止めましたが、引き続きねらっています。

さらに先ほど申しました「若手議員の会」の事務局長は自民党の西村衆議院議員ですが、この人物が宇宙基本法を担当して民主党をまきこんだ共同提案の形にしたわけですから、このように、さまざまな動きがいまの国会に出てきています。

民主党は参議院選挙で示された国民の意思、そして「読売」にも示された憲法に対する国民世論の大きな変化のなかで、選挙を前にして憲法問題を大きな争点にしたいとすることがあります。ですから基本的に法案の形で出させないとしています。一方で、いつでもできる準備は着々とすすめている。党内的にも自民党との協議もすすめています。これがいまの特徴だと思います。選挙前の争点にはしない、しかしいつでもできる状況にしておく、ここをにらんだ取り組みが必要だと思います。大連立も政策協議も許さないという国民的な世論と運動をさらに広げる、そして何よりも総選挙でこういうことに対する厳しい審判を加え、国会の力関係を変えることが大事だと思います。(完)